

# 社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

－ 2023年 初秋号 －



～事務所宣言～ 私たちは男女が  
ともに安心して子育てをし、仕事に  
打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail [lk@iemura.jp](mailto:lk@iemura.jp) URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

## 最低賃金引上げ

10月から、地域別最低賃金が改定されます。全国加重平均の上昇額は**43円**（昨年度は31円）となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で**最高額**となります。また、最高額と最低額の格差は9年連続で縮まっています。

関東地方の現時点での改定予定は以下の通りです。地域別最低賃金は正社員、パートタイマー、アルバイト、嘱託等、雇用形態に関係なく、原則として、各都道府県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。性別、国籍、年齢の区別もありません。

都道府県名	新最低賃金額 (引上げ幅)
茨城県	953円 (42円↑)
栃木県	954円 (41円↑)
群馬県	935円 (40円↑)
埼玉県	1,028円 (41円↑)
千葉県	1,026円 (42円↑)
東京都	1,113円 (41円↑)
神奈川県	1,112円 (41円↑)

## 違法な時間外労働の監督指導 大幅増

令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）に、長時間労働（1か月あたり**80時間超**の時間外・休日労働時間数）が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導結果が公表されました。

監督指導の対象となった事業場33,218事業場のうち**42.6%**にあたる14,147事業場で**違法な時間外労働**が確認され、令和3年度の34.3%に比べ、**大きく割合が増えています**。

例年11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中には重点的な監督指導が予定されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_34504.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34504.html)

## メンタルヘルス対策に関する状況

厚生労働省から令和4年「労働安全衛生調査」の結果が公表されました。この調査は労災防止計画の重点施策を策定するための基礎資料となるものです。

メンタルヘルス対策に関する調査結果を見ると、過去1年間にメンタルヘルス不調により、**連続1か月以上休業した労働者がいた事業所の割合は10.6%**（令和3年調査8.8%）、**退職した労働者がいた事業所の割合は5.9%**（同4.1%）と、休業・退職ともに昨年より増えています。

メンタルヘルス対策に**取り組んでいる事業所の割合は63.4%**（令和3年調査59.2%）となっており、事業所規模別では労働者数10～29人の事業所で**55.7%**（同49.6%）、労働者数30～49人の事業所で**73.1%**（同70.7%）、労働者数50人以上の事業所で**91.1%**（同94.4%）となっています。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の取組内容としては、「**ストレスチェックの実施が63.1%と最も多く**、次いで「メンタルヘルス不調の労働者に対する必要な配慮の実施」が**53.6%**となっています。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/r04-46-50b.html>

メンタルヘルス不調による休職や退職を防ぐため、企業として継続的かつ効果的なメンタルヘルス対策を講じる必要があります。

## 弊所の体制について

弊所へのご相談やお問合せはメールまたは事務所電話、緊急時は家村携帯09035225025までお願いします。ZoomやWebex等の面談にも対応しております。

電子申請

なら



弊所にお任せください。